

建審第1636号  
平成24年11月1日

大阪府内特定行政庁建築主務課長様  
大阪府内指定確認検査機関代表者様

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長  
(公印省略)

### 大阪府建築基準法施行条例の改正について

標記について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

#### ■改正の理由

昭和46年3月に当該条例を大幅に改正して以来、法改正に伴う事項を除き、小規模な改正を経てきたが、経済社会情勢の変化等に伴い、建築物の用途や形態に係る技術基準に関して、実情との齟齬や他法令との不整合が一部の規定に見られるようになったため、当該条例の一部を改正

#### ■改正の要点

- (1) 角敷地における建築物の建築等について、歩道を有する道路の屈曲する箇所にある敷地の部分では制限を付しておらず、同様に、歩車道の区分がない幅員六メートル未満の道路であっても専ら歩行者の用に供するものについては、その屈曲する箇所にある敷地の部分での制限は要しないことを明記【第5条関係】
- (2) 長屋の各戸からの避難に関して、敷地の奥行きの長さを目安としていたが、合理的な判断の基準として、各戸の出入口から敷地内の通路を経て道路に至る長さとすることが適当であるため、その旨に修正【第6条関係】
- (3) 点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置について、消防法の規定により箇所が限定されているため、同法との整合を図る【第8条の2関係】
- (4) 建築物の安全に係る規定のうち、階避難安全性能を有するものと全館避難安全性能を有するものそれぞれについて、除外される規定を整理【第9条関係】
- (5) 増築や大規模な修繕等を行う既存の建築物又はその部分については、避難上の有効性が低下しないにもかかわらず、増築等に伴って既存の避難口誘導灯及び防火戸の仕様を変更させることは過度な負担となることから、当該制限を緩和【第9条の3関係】
- (6) 不特定多数の者が利用する体育館等スポーツ施設に関する規定を、特定の者が居住する共同住宅等にも準用するというもののうち、屋外への出口を2以上設けなければならないとする規定については、避難上支障がない場合は適用除外【第48条関係】
- (7) その他、字句等を修正・訂正【第19条、第66条、第73条関係】

#### ■施行期日

平成25年4月1日

#### ■改正内容及び運用解説に係る説明会

平成24年12月頃実施予定

(問い合わせ先)

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 確認・検査グループ:平山  
電話 06-6210-9724 (直通)